

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令」及び「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の規定に基づく事由並びに厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める期限を定める件」について

令和 2 年 6 月 12 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 題名

「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令」及び「新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の規定に基づく事由並びに厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める期限を定める件」について

2. 趣旨

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令について、災害その他やむを得ない事由がある場合には、下記の期限についての延長措置を講じることとする。また、告示において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度における延長期限を定める。

- ・ 確認を受けた新規化学物質に係る報告

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、公益上緊急に省令の改正及び告示の制定の必要があり、30 日以上の意見提出期間を定めた意見公募を行うことが困難であったため、行政手続法第三十九条第四項第一号に基づき、意見の募集を行いませんでした。